令和5年度 [2023年度]

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

計 算 書 類

令和6年5月31日

学校法人山口学園 くずは青葉幼稚園

独立監査人の監査報告書

令和6年5月31日

学校法人山口学園 理事会 御中

監査法人M&G

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年6月3日付大阪府教育庁公告第1号に基づき、学校法人山口学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して学校法人山口学園の令和6年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成28年6月3日付け大阪府教育長公告第1号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準(昭46年文部省令第18号)に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し、適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するにあたり、理事者は継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査法人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正または誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続きを立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積 もりの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また入手した監査証拠に基づき継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、または重要に不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う

利害関係

学校法人と当監査法人、又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により、記載すべき利害関係はない。

以上

令和5年度 監査報告書

令和6年5月31日

学校法人山□学園 理事会・評議員会 御中

理事長 山口尚志 殿

学校法人山口学園

監事 橋本 惠二

監事 高島 叔孝

監事両名は、学校法人山口学園監事として、私立学校法第37条及び、学校法人山口学園寄付行為第17条に基づいて、同学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)における業務及び財産の状況について理事長 山口尚志から幼稚園運営の報告を聴取した。

また、令和5年度における資金収支計算書、事業活動収支計算書、及び貸借対照表の重要書類の閲覧並びに監査法人M&G(富永公認会計士)による監査報告書を確認し、事業報告書を調査した。

監査の結果、監事両名は学校法人山口学園の業務及び財産の状況に関しての不正行為または法令、若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められなかった。また、財務に関する計算書類は、学校法人会計基準に準拠し、且つ前年度会計と同一の基準に従って継続して適用されており、更に計算書類の表示方法も同様であると認められた。

因って、学校法人山口学園の令和6年3月31日現在の財務状況及び同日を以て終了する会計年度の経営状況を適正に表示されているものと認める。

学校法人山口学園と私との間には、私立学校法第38条第5項に定める外部監事であり、学校法人山口学園寄付行為第12条第2項並びに第3項の規定による特殊の利害関係はない。

資金収支計算書 (単位=円)

収入	の部
科目	金額
学生生徒等納付金収入	67, 424, 897
手数料収入	170,000
寄付金収2	372, 417
補助金収2	53, 218, 398
資産売却収入	19, 898, 088
付随事業・収益事業収 <i>7</i>	18, 631, 070
受取利息・配当金収入	2, 566
雑 収 🌣	5, 757, 667
借入金等収入	0
前 受 金 収 力	2, 840, 000
その他の収入	26, 697, 937
資金収入調整勘定	▲ 8, 495, 699
前年度繰越支払資金	41, 311, 731
収入の部合計	227, 829, 072

	支出の部					
		科				金額
人	件	乽	B	支	Æ	103, 963, 892
教	育研	究	経	費支	出	6, 603, 615
管	理	経	費	支	出	28, 758, 126
借	入金	等	利	息支	Æ	560, 378
借	入 金	等	返	済 支	出	10, 120, 000
施	設	関	係	支	出	6, 326, 657
資	産	運	用	支	出	0
設	備	関	係	支	出	1, 153, 636
そ	の	他	の	支	出	23, 062, 269
資	金支	出	調	整勘	定	▲ 2, 011, 211
次	年度	繰走	支	払資	金	49, 291, 710
支	出	の	部	合	計	227, 829, 072

事業活動収支計算書 (単位=円)

	教育活動	収支
	科目	金額
事	学生生徒等納付金	67, 424, 897
業	手 数 料	170,000
活	寄 付 金	372, 417
動	経常費等補助金	53, 218, 398
収	付 随 事 業 収 入	18, 631, 070
入	雑 収 入	5, 757, 667
	教育活動収入 計	145, 535, 195
同	人 件 費	105, 976, 392
上	教育研究経費	6, 840, 512
支	管 理 経 費	41, 490, 835
出	教育活動支出 計	154, 307, 739
	教育活動収支差額	▲ 8, 772, 544

			146, 662, 496
考	事業活動	支出	154, 868, 119

	教育活動外 収支				
	科目		á	会 額	
収	受取利息・配当金			2,	566
λ	教育活動外収入計			39,	254
支	借 入 金 利 息			560,	3 7 8
	その他の教育活動外支出				0
出	教育活動外支出計			560,	3 7 8
	教育活動外収支差額	^		518,	558
	経常収支差額	^	9,	291,	1 0 2
	特別収支 資産売却差額		1,	085,	481
	特別収支 資産処分差額				2
	特 別 収 支 差 額		1,	085,	4 7 9
	予 備 費				_
	基本金組入前当年度収支差額	A	8,	205,	623
	基本金組入額合計	A	12,	655,	7 4 3
	当年度収支差額	^	20,	861,	366
	前年度繰越収支差額	A 2	237,	330,	9 1 2
	翌年度繰越収支差額	<u> </u>	258,	192,	2 7 8

貸借対照表(単位=円)

資産の部	前年度末	本年度末	増減
固定資産	620, 625, 860	615, 047, 795	▲ 5, 578, 065
流動資産	65, 391, 193	54, 313, 207	▲ 11,077,986
資産の部 合計	686, 017, 053	669, 361, 002	▲ 16, 656, 051

負債の部	前年度末	本年度末	増減
固定負債	84, 356, 000	75, 328, 500	4 9, 027, 500
流動負債	16, 186, 139	16, 763, 211	▲ 577, 072
負債の部 合計	100, 542, 139	92, 091, 711	A 8, 450, 428

純資産の部	前年度末	本年度末	増減
基本金	822, 805, 826	835, 461, 569	3, 877, 800
繰越収支差額	▲ 237, 330, 912	▲ 258, 192, 278	▲ 4, 324, 288
純資産の部 合計	585, 474, 914	577, 269, 291	446, 488
負債及び純資産の部合計	686, 017, 053	669, 361, 002	▲ 14,775,768

財産 目録 (単位=円)

1. 資産総額	669, 361, 002	
固定資産	615, 047, 795	土地・建物・構築物・教育研究用機器備品・図書
流動資産	54, 313, 207	現金・預金
2. 負債総額	92, 091, 711	
固定負債	75, 328, 500	長期借入金・退職給与引当金
流動負債	16, 763, 211	短期借入金・未払金・前受金・預り金
3. 正味財産	577, 269, 291	

令和5年度・2023年度 学校法人山口学園の計算書類等、以上の通り公開します。

令和6年5月31日

学校法人山口学園

くずは青葉幼稚園

理事長 山口 尚志

